

お客さまへ

## 消費税法改正に伴うガス料金等の変更について

平素は都市ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2019年10月1日より施行されます消費税法の改正により、消費税率(地方消費税を含む)が8%から10%へ引き上げになります。

これに伴い弊社では、10月1日以降のガス料金等の算定にあたりましては、新税率10%を適用させていただきます。(ガス料金の税抜価格は変更ございません。)

ただし、消費税法の経過措置により、2019年9月30日以前から継続してガスをご使用頂いているお客さまの10月検針分ガス料金につきましては、旧税率の8%が適用されます。

弊社は今後もさらなる経営効率化に努めるとともに、お客さまへのサービス向上並びに保安の確保により一層努めてまいり所存でございますので、なにとぞ変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2019年9月

**山口合同ガス株式会社**  
(小売登録番号：H0004)

### [お問い合わせ先]

お問い合わせは、最寄りの弊社事業所の料金担当までお願いいたします。

下関支店 (083) 223-2111

防府支店 (0835) 22-0026

宇部支店 (0836) 31-0141

徳山支店 (0834) 28-6000

山口支店 (083) 922-7500

受付時間 : 平日 8時30分から17時15分

## 消費税法改正に伴うガス料金等の変更内容

### 1. ガス料金の変更

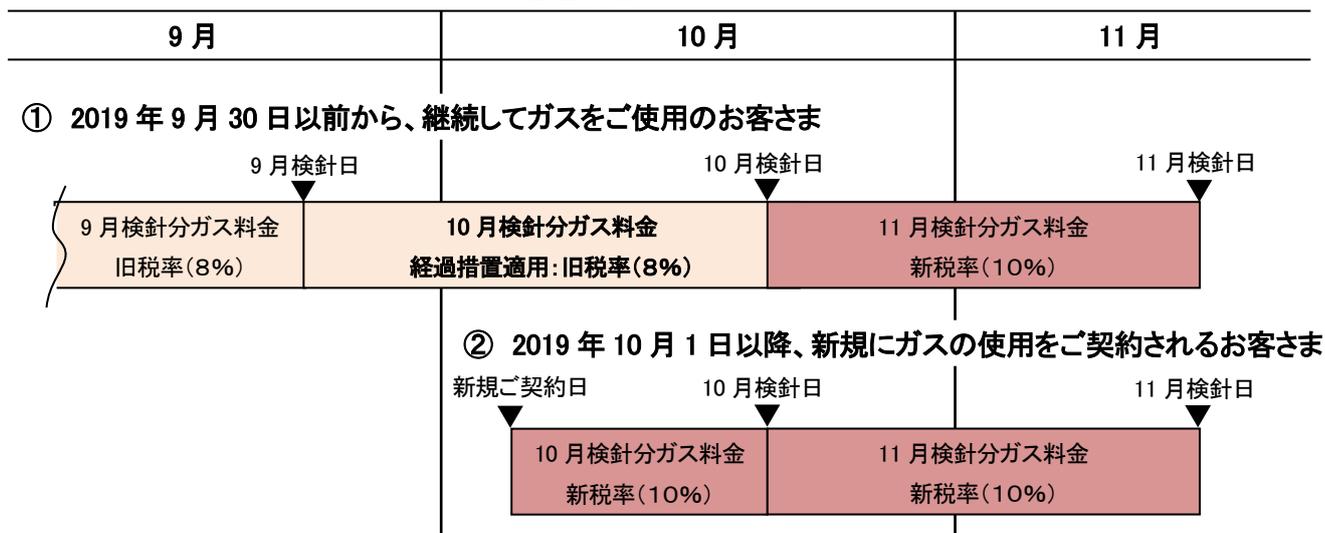
消費税法の改正により消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、2019年10月1日を実施日として一般ガス供給約款ならびに選択約款を変更いたしました。今回の変更はガス料金に新たな消費税率を反映させて頂いたものになります。(ガス料金の税抜価格は変更ございません。)

変更後の一般ガス供給約款ならびに選択約款については、事業所等のほか、弊社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。(書面をご希望の場合はご連絡ください。)

### 2. 消費税法の経過措置

- ① 2019年9月30日以前から継続してガスをご使用頂いているお客さまの10月検針分ガス料金につきましては、消費税法の経過措置が適用されるため、旧税率(8%)が適用されます。
- ② 2019年10月1日以降、新規にガスのご使用をご契約されるお客さまのガス料金につきましては、10月検針分ガス料金より新税率(10%)が適用されます。

#### 経過措置について



#### <ご参考>警報器・消火器等のリース料金

- ① 2019年3月31日以前に警報器・消火器等のリースをご契約されたお客さまのリース料金につきましては、消費税法の経過措置が適用されるため、2019年10月1日以降も旧税率(8%)が適用されます。
- ② 2019年4月1日以降に警報器・消火器等のリースをご契約されたお客さまにつきましては、2019年10月1日以降のリース料金より、新税率(10%)が適用されます。

※ お客さまの「供給地点特定番号」は、「ガスご使用量のお知らせ(検針票)」等に記載しております。